平成２１年（フ）第１８９号
愛知県名古屋市昭和区五軒家町24番地の11シティーコート南山301号、住民票上の住所長野県松本市大字島立649番地４
債務者　渡邊　　昭
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊澤　賢博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１１２６号
京都市南区吉祥院西ノ内町73番地
債務者　石原　幹子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草地　邦晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６１号
横浜市磯子区東町17番29―101号
債務者　花木　粂光
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１６６９号
大阪府柏原市堂島町３番28号
債務者　大嶺　　聡
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５１号
堺市堺区香ヶ丘町２丁11番17号　パインハイツ香ヶ丘１号、前住所堺市北区百舌鳥梅北町２丁53番地８
債務者　有田　雅朗
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２１８号
京都市伏見区久我森の宮町２番地264
債務者　堀川　宣和
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加古　尊温
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９８号
福岡県田川郡添田町大字添田1677番地
債務者　毛利　俊二
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多加喜寛明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午後４時
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１６９５号
愛知県北名古屋市徳重西出99番地
債務者　トーカイサービスこと　國谷　　廣
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７３号
大阪府河内長野市市町1102、住民票上の住所大阪府河内長野市市町513番地
債務者　森浦　久美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　康弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９７４号
大阪府河内長野市市町1102―１、住民票上の住所大阪府柏原市玉手町15番47―108号
債務者　森浦　哲哉
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　康弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
大分市大字田尻530番地の９
債務者　高瀬　英樹
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　正美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３５４号
大分市大字田尻530番地の９
債務者　高瀬　惠子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　正美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１６７号
三重県桑名市長島町福豊920番地１
債務者　水谷　貞夫
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　忠宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３０５号
北海道寿都郡寿都町字矢追町391番地１
債務者　宮本　一彦
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３０６号
函館市西旭岡町１丁目30番地４
債務者　石井二三子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１５８号
群馬県太田市細谷町1228番地３　翔和サウスヴィレッジ細谷201号
債務者　西原　健太
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第４８号
岩手県下閉伊郡普代村第２地割字下村168番地
債務者　駒木美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部